

しょう しゃ りかい ふか 障がい者への理解を深めましょう

共生する社会の実現に向け、県では障がいについての理解促進、障がい者の社会参加などの施策に取り組んでいます。

このころ すいしんいん ようせい 「心のバリアフリー推進員」の養成

県では、主に民間事業所の従業者の方を対象に、「心のバリアフリー推進員」の養成を全国初の取り組みとして28年度から実施しています。推進員には、それぞれの職場で障がいを理由とする差別解消の取り組みに中心的な役割を担っていただくこととしています。積極的な御参加をお願いします。



しょう しゃ げいじゅつ ぶんか かつどう 障がい者の芸術文化活動

「やまがたアートサポートセンターら・ら・ら」では、展示会の開催や、相談支援など、障がい者の芸術文化活動を支援する活動を行っています。ぜひ、ホームページをご覧ください。



やまがたアートサポートセンターら・ら・ら

所在地 山形市諏訪町一丁目2-7 電話 023(674)8628
<https://www.y-aisenkai.com/info/lalala/>

しゅわ し かた 手話を知りたい方には

聴覚障がい者とのコミュニケーションを図る手段として、手話をお知りになりたい方には、「山形県聴覚障がい者情報支援センター」ホームページで手話動画を公開していますのでぜひご覧ください。また、センターでは、手話による聴覚障がい者からの相談対応、手話通訳者の養成なども行っています。

しょう りゆう さべつ かん そうだんまどぐち 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

県では、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設けています。必要に応じて、市町村など関係機関と連携しながら、話し合いによる問題解決を図っていきます。

設置場所	連絡先
やまがたけんちょう けんこう ふく し ぶ しょう ふく し か 山形県庁 健康福祉部 障がい福祉課	〒990-8570 やまがたし まつなみ にちようめ 山形市松波二丁目 8-1 電話 023(630)3303 ファックス 023(630)2111

上記のほか、県内4地域の各総合支庁障がい福祉担当課でも相談を受け付けています。連絡先は県のホームページに掲載しています。

と あ
お問い合わせ

内容について詳しくお知りになりたい方は
山形県健康福祉部障がい福祉課までお問い合わせください。
(連絡先: 上記のとおり)
条例の詳細や県の施策等については、県ホームページにも掲載しています。

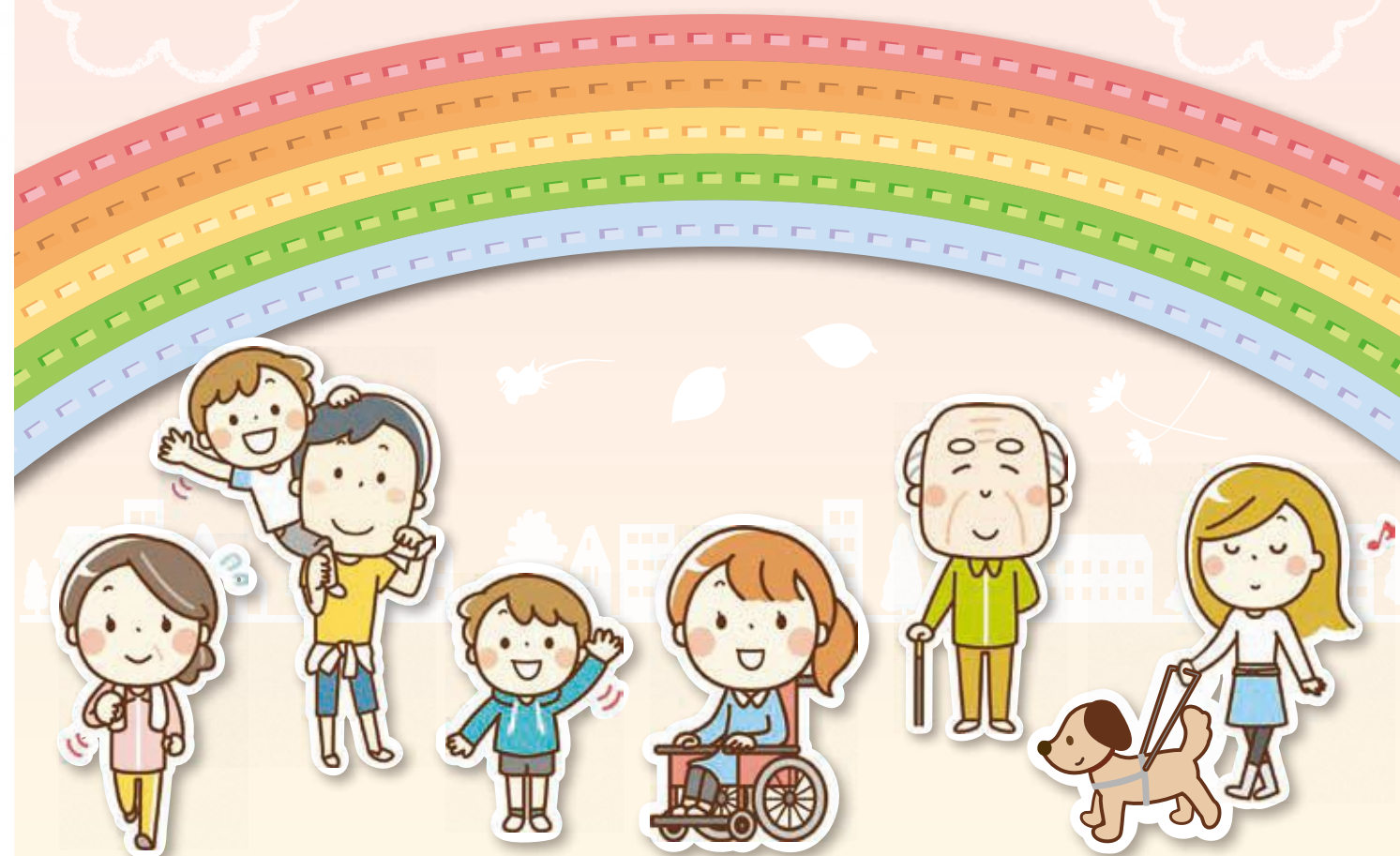
これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、
ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

詳しくはホームページで
山形県 差別解消

検索

やまがたけん
山形県

しょう ひと ひと 障がいのある人もない人も とも い しゃかい 共に生きる社会をつくろう きょうせい やまがた ～共生する山形へ～



すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以降「共生する社会」と言います)の実現に向けて、「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」と、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。(平成28年4月1日)

「共生する社会」の実現に向け、県民みなで、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

やまがたけん
山形県

山形県障がいのある人もない人も 共に生きる社会づくり条例が施行されました

「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、「共生する社会」の実現に、県民が一体となって取り組むことを目指しています。

条例では、県民の皆さんの役割として、障がい及び障がいのある人についての理解を深め、県や市町村による差別の解消に向けた取組みに対して協力することを願っています。

対象となる「障がい者」とは…

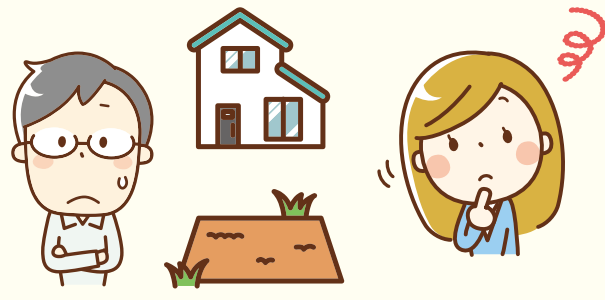
身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含みます）、その他、心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいを含みます）がある人で、そのことから日常生活や、社会生活に、相当な制限を受けているすべての人です。手帳の有無は問いません。

障がいを理由とする差別は禁止されています

やむを得ない理由もなく、障がいがあるというだけで、障がいのない人よりも不利な扱いをすることは禁止されています。



障がい者であることを理由に、商品の販売やサービスの提供を拒否する。



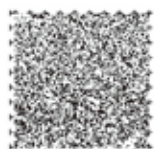
不動産の売買や賃貸にあたり障がい者であることを理由に、物件の紹介等を拒否する。



障がい者へのサービス提供に際し、理由がないのに介助者の付き添いなどの条件を付ける。



障がい者であることを理由に、求人への応募を認めない。



これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

合理的配慮（障がいのある人への必要な配慮）が義務化されました

（令和6年4月1日「改正障害者差別解消法」が施行）

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で、障がいの特性に合わせた配慮を行うこととしています。

障がいのある人が困っている場合、「どうかしましたか？」「お手伝いすることはありますか？」と、声をかけましょう。

障がいのある人も、必要な配慮を相手に伝え、理解してもらうように努めることが望まれます。

お互いに相手を理解し、お互いの立場に立って配慮や工夫を行っていくことが大切です。



聴覚障がいの人に対して、筆談で伝えるなどの対応をする。



視覚障がいの人に対して、書類を読み上げて内容を伝えるなどの対応をする。



知的障がいのある人などが理解しやすいように、書類にふりがなを付けたり、難しくない言葉やわかりやすい表現を使用する。

身体障がいの人などに対して、移動しやすいように、扉を開ける、車イスを押す、段差にスロープを用意するなどの手助けをする。



ヘルプマークを知っていますか？

援助を必要とする方のためのマークです

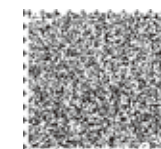


このマークを見かけたら
・席をゆずる
・困っていたら声をかける
など、思いやりのある
行動をお願いします。

ヘルプマークは、山形県庁、各総合支庁、市町村などで配布しています。



精神障がいのある人などが働きやすいように、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。



これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。